



四万十町教育委員会訓令第2号

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年8月26日

四万十町教育長 山脇 光章



四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の一部を改正する訓令

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程（平成30年四万十町教育委員会訓令第1号）を次のように改正する。

第1条中「第10条」の次に「の規定」を加える。

第3条中「要綱第3条の援助費」を「要綱第3条第2項の教育長が別に定める額」に改める。

第3条に次の1項を加える。

2 新型コロナウイルス感染症への対策として、四万十町立小学校又は中学校を臨時休業した場合については、当該臨時休業期間中に提供しなかった給食費に相当する額を別表に規定する給食費の実費とみなして援助費を支給することができる。

第5条の次に次の1条を加える。

第6条 この規程に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

別表を次のように改める。

小学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,420円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	40,600円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前

医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

中学校

費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,320円	年2回（5月、10月）
通学用品費（第1学年を除く。）	—	2,230円	年2回（5月、10月）
新入学児童生徒学用品費等	—	47,400円	年1回（5月）
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日

備考

- 1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。
- 2 年度途中で認定を行った場合、学用品費及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。
- 3 前年度に認定を行った場合の新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程 平成30年3月26日教育委員会訓令第1号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程 (趣旨) 第1条 この規定は、四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年教育長告示第3号。以下「要綱」という。）第10条の規定に基づき、四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (援助費) 第3条 要綱第3条第2項の教育長が別に定める額は、別表のとおりとする。 2 新型コロナウイルス感染症への対策として、四万十町立小学校又は中学校を臨時休業した場合については、当該臨時休業期間中に提供しなかった給食費に相当する額を別表に規定する給食費の実費とみなして援助費を支給することができる。 第4条 ・ 第5条 (略) 第6条 この規程に定めるもののほか、援助費の支給に関し必要な事項は、教育長が別に定める。	○四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程 平成30年3月26日教育委員会訓令第1号 四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱に係る取扱規程 (趣旨) 第1条 この規定は、四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱（平成18年教育長告示第3号。以下「要綱」という。）第10条に基づき、四万十町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の支給に関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (援助費) 第3条 要綱第3条の援助費は、別表のとおりとする。 第4条 ・ 第5条 (略)

改正後				改正前			
別表 小学校				別表 小学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期	費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	11,420円	年2回(5月、10月)	学用品費	教育扶助	11,420円	年2回(5月、10月)
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,230円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く)	教育扶助	2,230円	年2回(5月、10月)
新入学児童生徒学用品費等	—	40,600円	年1回(5月)	新入学児童生徒学用品費等	教育扶助	40,600円	年1回(5月)
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前	修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時	医療費	医療扶助	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日	給食費	教育扶助	実費の50%以内	給食費支払日
中学校				中学校			
費目	要保護	準要保護	支給時期	費目	要保護	準要保護	支給時期
学用品費	—	22,320円	年2回(5月、10月)	学用品費	教育扶助	22,320円	年2回(5月、10月)
通学用品費(第1学年を除く。)	—	2,230円	年2回(5月、10月)	通学用品費(第1学年を除く)	教育扶助	2,230円	年2回(5月、10月)
新入学児童生徒学用品費等	—	47,400円	年1回(5月)	新入学児童生徒学用品費等	教育扶助	47,400円	年1回(5月)
修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前	修学旅行費	実費	実費の80%以内	旅行前
医療費	—	実費	随時	医療費	医療扶助	実費	随時
給食費	—	実費の50%以内	給食費支払日	給食費	教育扶助	実費の50%以内	給食費支払日
備考				備考			
1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。				1 他の制度で同様の助成がある場合は、他の制度を優先し、本制度での支給は行わない。			
2 年度途中で認定を行った場合、学用品及び通学用品費については、認定を行った月を基準に月割りで随時支給する。				2 年度途中で認定された場合、学用品及び通学用品費は、認定された月を基準に月割りで随時支給する。			
3 前年度に認定を行った場合の新入学児童生徒学用品費等については、支給時期を5月とあるのは前年度の3月と読み替えて支給することができる。							